



The
Building
Center
of
Japan

HR住-603-13
平成12年7月19日制定
平成13年6月28日改訂
平成16年4月1日改訂
平成18年3月1日改訂
平成23年4月1日改訂
平成23年11月7日改訂

住宅型式性能認定申請要領 (劣化の軽減に関すること)



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 住宅課

§ 1. 本要領の対象

1. 根拠法令及び審査委員会

本要領は、新築の住宅で住宅の品質確保の促進等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく「住宅型式性能認定（劣化の軽減に関すること）」を申請する案件に適用します。

また当該要領の対象委員会は、耐久性能審査委員会とします。

2. 申請の区分

2.1 住宅型式

平成 12 年建設省告示第 1655 号の規定に基づく区分とします。

① 第一号 住宅

設計仕様及び各部位の仕様を定め、住宅全体の劣化の軽減に関する設計を評価します。（申請内容により住宅全体における等級が確定するものに限定します。）

② 第二号 住宅の部分

材料自体の耐久性、工法による劣化軽減等、それだけでは住宅全体の等級は確定できないものに対し、劣化の軽減に関する評価基準に照らし合わせて評価します。

2.2 住宅型式の分類

以下の要素により分類して下さい。申請は分類毎に別型式として扱います。

① 等級（等級 3、等級 2、等級 1）

② 構造種別（木造系、鉄骨造系、鉄筋コンクリート造系、補強コンクリートブロック造、等）

③ その他、材料や構法の違いにより設定の内容が大きく異なるもの

§ 2. 標準的な事務手続きのフロー

事前打合せ

1. 事前打合せ

申請にあたっては、申請内容及び提出資料等について、(財)日本建築センター評定部住宅課担当者（以下「事務局」という）と事前に打合せを行って下さい。

① 申請の範囲（区分）

② 申請時期及び認定予定日

③ 審査に必要な資料

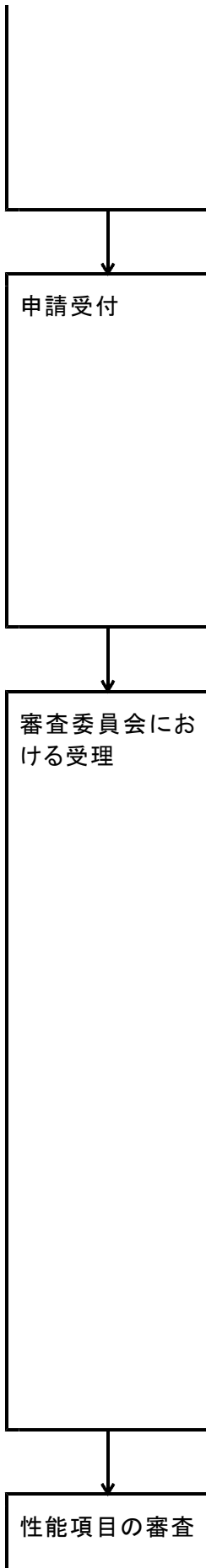
申請内容に評価方法基準で評価することが適当でないあるいは困難な内容が含まれる場合は、特別評価方法認定を取得する必要があります。

2. 行政上の取扱いについての事前打合せ

行政上の取り扱いについて整理が必要なものは、受付までに整理いただきます。

3. 申請

住宅型式性能認定の申請受付は、将来的には随時受付と致しますが、現時点におきましては委員会開催日の 1 週間前の日（祝日



にあたる場合はその前日)を申請受付締切日としています。委員会開催日及び申請受付締切日につきましては、事務局までお問い合わせ頂くか、下記のホームページアドレスにアクセスして下さい。

TEL : 03-5283-0467 (評定部住宅課)
 URL : <http://www.bcj.or.jp/schedule.html>

1. 申請受付

認定申請者は、申請受付締切日の午後5時までに、以下の資料を、担当事務局まで提出して下さい。(郵送可)

- ①住宅型式性能認定申請書(様式 HF02-01-01) . . . 1部
- ②住宅型式性能認定審査資料 . . . 3部

内容については、後述する審査資料作成要領を参照して下さい。審査資料等が十分でない場合は、申請を受理できない場合がありますのでご了承下さい。

1. 審査委員会における受理

事務局は、申請書及び提出された資料に基づき、申請の内容を審査委員会に諮ります。

審査委員会は、申請内容を検討した上で受理の可否を判断し、受付が受理された場合、担当委員を決定します。別途提出資料が必要な場合は、その旨事務局より連絡致しますので速やかに提出して下さい。

2. 審査委員会受付の結果連絡

受付の可否、担当委員及び部会日程、その他の連絡事項は、審査委員会の翌日(委員会が金曜日の場合は翌週月曜日)にメール等により申請連絡者へ連絡致します。

3. 手数料の請求

審査委員会における受理審議の終了後、認定手数料をご請求致しますので、所定の銀行にお振込み下さい。手数料が支払い期日までに振り込まれない場合、認定書等が発行されませんのでご了承下さい。

4. 取り下げ

申請者の都合により、審査期間中に申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(様式 HF02-05)を提出して下さい。

1. 審査方法

審査方法は申請内容により、以下のいずれかの方法となります。

どの方法によっても原則として2名以上の担当認定員により技術的な問題点が全て解決されるまで審査を行います。

- ①部会による書類審査（部会によるヒアリングあり）
- ②通信等による書類審査（部会によるヒアリングなし）

2-1. 部会による書類審査

部会は、担当委員と申請者が一同に会し、ヒアリング方式にて進められます。審査資料に基づき詳細な説明を行っていただき、質疑応答が行われます。部会は、技術的な問題点が全て解決されるまで続けられます。

申請者は、部会での指摘事項に対する回答を、指摘事項回答書（様式 HF60-06）を用いて作成し、必要な追加・訂正資料を添付し、次回の部会または部会で指定する回答期限までに、必要部数（担当認定員＋事務局用）を事務局までご提出下さい。

2-2. 通信等による書類審査

審査資料の内容について担当認定員により審査を行います。

審査資料に対する指摘事項を、メール等によりご連絡致します。

申請者は、認定員からの指摘事項に対する回答を、指摘事項回答書を用いて作成し、必要な追加・訂正資料を添付し、次回の部会または部会で指定する回答期限までに、必要部数（担当認定員＋事務局用）を事務局までご提出下さい。

3. 審査における留意事項

審査が長期間に及ぶ場合、契約を解除する場合がありますのでご注意ください。

- ①正当な理由により審査期間を延期する場合、業務期日延期依頼書（様式 HF60-07）を提出して下さい。
- ②審査した期間内（受理を承諾した日より6ヶ月）に審査が終了しない場合、住宅型式性能認定をしない旨の通知書（施行規則別記第39号）を発行し、審査を打ち切ることもあります。

審査委員会における報告

1. 審査委員会報告

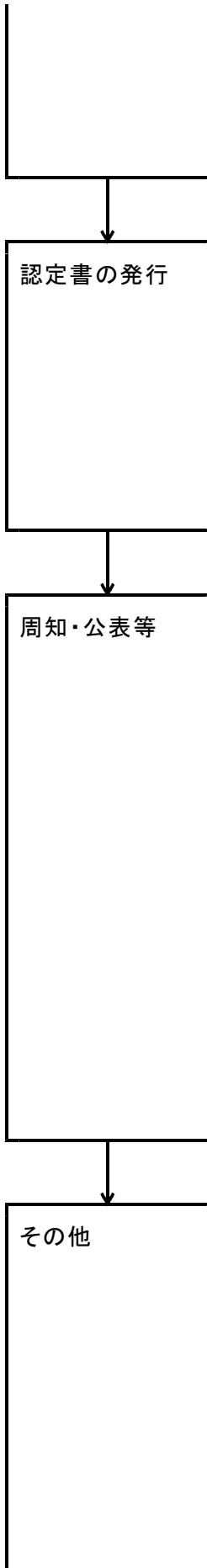
部会の審査が終了した後、審査委員会において最終的な審議を行い適否を判断します。審査委員会においては、担当認定員により報告が行われます。

報告用として以下の資料を委員会報告の前日（委員会が月曜日の場合は前週の金曜日）の午後5時までに、担当事務局まで提出して下さい。

- ①仕様・性能一覧表（仮認定番号入り）・・・2部
- ②その他、委員会または認定委員より指定された資料
・・・必要部数

審査委員会の審議の結果、追加提出資料が必要な場合があります。その際には事務局より申請連絡者へご連絡致します。

2. 審査委員会報告の結果連絡



審査委員会における報告の可否及び以後の手続き等については、審査委員会の翌日（委員会が金曜日の場合は翌週月曜日）までにメール等にて担当事務局より申請連絡者へご連絡致します。審査委員会において認定の内容が了承された後、認定書が作成されます。

1. 認定書の発行

申請時の審査資料に審議の過程による追加訂正及び指摘事項回答書を加えた図書最終版（別紙1参照（指摘事項回答書も含む））を2部作成し、事務局にご提出下さい。

審査資料最終版は、事務局において内容確認を行い、1部には確認印を押印しご返却致します。1部は当財団において保管させていただきますのでご了承下さい。原則として、上記の審査資料最終版の提出と引き換えに、認定書を発行致します。

1. 住宅型式性能認定の公示

法第31条第3項の規定に基づき、施行規則第42条に規定される下記事項を公示します。

- ・住宅型式性能認定書の交付を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ・認定を受けた型式に係る住宅又はその部分の種類
- ・認定を受けた型式に係る性能表示事項
- ・住宅に係る住宅型式性能認定にあつては、当該認定を受けた型式の性能
- ・認定番号
- ・認定年月日

2. ビルディングレター(BCJ機関誌)への掲載

認定を受けた者の氏名又は名称、建築物の部分等の種類、認定番号、認定年月日はBCJが毎月編集発行する「ビルディングレター」に掲載します。

1. 認定番号

住宅型式性能認定の認定番号は、表示すべき事項及び方法、等級別、構造種別、構造形式別等の種類により付されます。

■ 認定番号（例）

品型 0 1 0 3 0 2 A b 0 0 1 0 0

① ② ③ ④⑤ ⑥

- ① (い) 表示すべき事項
1 4 0 : 劣化対策等級
- ② (は) 表示の方法
3 : 等級 3

2 : 等級 2

1 : 等級 1

③機関番号

02 : (財)日本建築センター

④平成 12 年建設省告示第 1655 号の規定に基づく区分

A : 第一号 住宅

B : 第二号 住宅の部分

⑤構造種別

a : 木質系住宅

b : 鉄鋼系住宅

c : コンクリート系住宅

d : その他の住宅

⑥申請住宅を識別する番号 (全 5 桁)

- ・最初の 3 桁：構造形式、基本モジュール及び等級の組合せ毎に識別する番号
- ・最後の 2 桁：既に住宅型式性能認定を取得したものについて、申請内容の追加、変更を行った場合の履歴を識別する番号 (申請としては新規扱いとなる)

2. 認定の内容の変更等

住宅型式性能認定には、追加・変更等の手続きはございませんので、改めて新規型式として申請していただくこととなります。

§ 3. 審査資料作成要領

I. 作成時の留意事項

1. 住宅型式性能認定用審査資料（以下、審査資料という）は、A4版縦使いとし、差し替え可能なファイルを使用して下さい。なお、A4版に納まらない図面等は、A3版折り込みでも結構です。
2. 審査資料の表紙及び背表紙には、住宅名称、申込者名（会社名）を明記して下さい。
3. 審査資料には必ず目次を付け、ページを付けて下さい。また、必要に応じ項目毎にインデックスを使用して下さい。
4. 文字は日本語とし、原則としてワープロ打ちとして下さい。

II. 提出資料の内容、提出部数及び提出期日

住宅型式性能認定申請から終了までの間に下表に示す資料をご提出頂きます。

提出資料	内 容	提出部数	提出期日
①住宅型式性能認定申請書	住宅型式性能認定申請書（様式 HF02-01）に必要事項を記入したもの（各型式毎に1枚）	1部	審査委員会受付の1週間前まで
②住宅型式性能認定用提出図書	本作成要領に従い作成して下さい。	3部	
③指摘事項回答書及び追加資料	指摘事項回答書（様式 HF60-06）	原則3部（認定員＋事務局）	部会時の指定した期日まで
④委員会報告用資料（認定書(案)）	提出図書から必要箇所を抜粋して作成して頂きます。	事務局までお問い合わせください	審査委員会報告の前日まで
⑤住宅型式性能認定の別紙	提出図書から「仕様・性能一覧表」「各種収まり図」「小屋裏換気方法の設計ルール」を抜粋して作成して頂きます。	3部	
⑥図書最終版	別紙1参照 指摘事項回答書も含む。	2部	審査委員会報告後

Ⅲ. 必要な資料の項目

審査資料に必要な資料の項目は、原則として下表のとおりですが、申請の内容に応じて追加・変更していただいても結構です。

資料の項目	住宅型式のタイプ	住宅	住宅の部分
認定等申請書(写し)		○	○
目次		○	○
1. 申請概要		○	○
2. 型式の内容(仕様・性能一覧表、等)		○	○
3. 図面・試験データ等 (2. の内容が評価基準に示された性能であることを確認する資料) 3.1 収まり等詳細図 3.2 試験報告書、シミュレーション結果、等		○	○
4. 設計内容説明書		(○)	—

Ⅳ. 各項目の概要

[1] 表紙

- ・表紙及び背表紙に件名及び申請者名(会社名のみ)を記述して下さい。

[2] 住宅型式性能認定申請書(HF02-01)

- ・認定申請書の写しを添付して下さい。

[3] 目次

- ・必要に応じて項目毎にインデックス等を付けて、分かりやすく作成して下さい。
- ・各項目毎に通しページを付け、仕様・性能一覧表の資料頁欄に各仕様に対応する資料頁を記載して下さい。

[4] 本文

1. 申請概要

1. 1 申請の区分が住宅の場合

(1) 住宅の概要

・申請される住宅型式の概要について、一覧表等でわかりやすくまとめて下さい。

<記載例>

住宅型式名称	申請される住宅型式の名称及び戸建住宅、共同住宅等の建築形式の別を記載して下さい。			
認定申請者	申請者の会社名、代表者名（役職及び氏名）、所在地及び連絡先を記入して下さい。			
構造種別	木造、鉄骨造等、構造の種別を記載して下さい。			
構造形式	壁式構造、軸組構造など構造形式の種別を記載して下さい。			
規模	階数			
	建築面積	〇〇～〇〇㎡		
	延べ面積	〇〇～〇〇㎡		
	各階床面積	1階	〇〇～〇〇㎡	
		2階	〇〇～〇〇㎡	
3階		〇〇～〇〇㎡		
供給地域	供給地域を記入して下さい。 例. 全国（沖縄県を除く）。 東京都、神奈川県、埼玉県 なお、劣化外力上の条件の厳しい地域に建設する場合は、具体的な建設地を記入して下さい。			
屋根形状	切妻、寄棟、陸屋根等、屋根形状を記入して下さい。			
備考	その他、特記すべき事項があれば記入して下さい。			

(2) 構法の概要

・住宅の劣化軽減に関する構法の概要を1枚程度にまとめてください。

1. 2 申請の区分が住宅の部分の場合

申請される部品や材料の概要についてわかりやすくまとめて下さい。

2. 型式の内容

2. 1 申請の区分が住宅の場合

- ①申請を行う住宅システムにおいて型式の区分を整理して下さい。
- ②住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく日本住宅性能表示基準の劣化の軽減に関する評価方法基準に基づき型式ごとに作成して下さい。同様の工法の住宅であっても、等級が異なれば等級ごとに作成して下さい。
- ③評価方法基準では、構造躯体に使われている材料の種類によっては劣化要因や劣化メカニズムが異なるため構造毎に分けて必要な対策を定めています。ついては、

申請する住宅において、該当する基準に対応した形で作成をしてください。

- ④等級2及び等級3の申請であっても、建築基準法の劣化の軽減に関連する規定に適合することを確認致します。(実際は、建築基準法の型式適合認定を取得したものは、その結果(写し or 認定番号)をもって審査に換えることができます)
- ⑤既認定を受けた案件の追加変更の申込みとなる場合は、これまでの認定経過を付け、仕様・変更一覧表においては、追加変更の部分を網掛け、下線等で明確にわかるようにして下さい。

2. 2 申請の区分が住宅の部分の場合

申請する型式の内容が評価方法基準のどの部分に当たるものかを明示した上で、その基準が求めている性能を確認できる内容を示して下さい。

(記載例)

当該型式に係る評価方法基準の部分：(3) 評価基準 ① (i)

認定の内容：〇〇の浴室ユニット

図面及び防水性を確認できる試験データ

2. 1 木造住宅（木質系住宅）

〈1〉申請の対象

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分のうち地面からの高さ1 m以内の部分、土台、浴室・脱衣室、地盤の防蟻措置、基礎高さ、床下換気・防湿措置、小屋裏換気措置を対象とする。

〈2〉申請の内容

(1) 該当項目(下記の項目について評価する。)

項目区分	内 容
①	外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（下地を含み、台所、洗面所の軸組、床組及び浴室の天井以外にあっては室内側に露出した部分を含まない）のうち地面からの高さ1 m以内の部分の措置
②	土台の措置
③	地盤の防蟻措置
④-1	浴室
④-2	脱衣室
⑤	基礎高さ
⑥	床下換気・防湿措置
⑦	小屋裏換気措置

(2) 仕様(下記の点に留意して仕様・性能一覧表に記載し、仕様や性能を確認する図面及び試験データを「3. 図面・試験データ等」で添付する。)

2) 薬剤により防腐・防蟻処理による措置を行う場合は、措置の内容を仕様・性能一覧表に記載し、必要に応じて添付資料を提出する。

【仕様・性能一覧表の記載方法】

材 料：樹種を記入。複数用いる場合で樹種の耐久性が異なる場合は欄を分けて記載する。樹種の名称は、評価方法基準及び日本農林規格に定める表記とする。

構法による措置：構法により防腐・防蟻に有効な措置を行う場合は、その選択又は工法について簡潔に記載し、部材の仕様並びに収まりがわかる図面を示し、耐久性能が確保されることが判断できる試験データ等を添付する。

例1. 外壁の通気工法の場合

- ①外壁の断面図（全体の収まり及び外部からの雨がかりを防ぐ仕上げかどうかわかるもの）
- ②通気を取るための方法がわかるアイソメ図（縦椽、横椽等の配置及び開口廻りの収まりのわかるもの。通気経路は矢印で示す。）
- ③外壁の上部、下部の詳細図
- ④外壁の結露シミュレーション

⑤外壁の通気量計測データ、等

例2. 土台の水切り

①土台との取り合いの詳細図（寸法が入っていること）

②特別な形状等の場合は、土台の水がかりが無いことを示すデータ等

使用薬剤名：商品名または一般名を記入。2種類以上の薬剤がある場合は、そのすべてを記入すること。併用する場合は(併用)と注記する。

薬剤処理方法：処理法の種類(塗布、吹付、浸漬、加圧注入等)を記す。

薬剤吸収量：塗布、吹付、浸漬、接着剤混入の場合の単位は、 ml/m^2 等。加圧注入の場合の単位は、 kg/m^3 。

処理箇所：処理箇所を示す。外壁については、処理高さも示す。

処理の場所：自社工場、協力工場又は現場の区分を記す。

使用薬剤認定番号：JIS 1570の木材防腐剤の種類、(社)日本木材保存協会、(社)日本しろあり対策協会の認定番号又はJIS番号、その有効期限を記入する。

新規及び追加・変更の場合は、認定薬剤については認定書の写しを、認定薬剤及びJIS薬剤以外の薬剤については性能が判断できる試験成績書等の説明書の写しを添付する。

浴室：浴室ユニットを用いる場合は、日本工業規格品、BL認定品または自社の規格品かを明記する。自社の規格品である場合は、防水性を確保するための規格値を示すと共に、試験データを合わせて添付する。

軸組、天井等を薬剤により処理する場合は、部位及び処理方法を明記する。

脱衣室：防水上有効な措置による場合は、仕様を示した上で、防水性能が確認できる資料を添付する。軸組等を薬剤により処理する場合は、部位及び処理方法を明記する。

地盤の防蟻措置：地域上の考慮、土壌処理、土台下処理等について記す。

基礎高さ：地盤から基礎上端までの高さを○mmと示す。

床下換気・防湿措置：措置の仕様を具体的に記す。

(記載上の留意点)

a) 換気部材(換気孔)の形状・寸法・有効換気面積・納まりを示す図書を添付する。

b) 床下防湿仕様を示す詳細図を添付する。

c) 基礎断熱工法を用いる場合は、納まりを示す図面を添付し、建設地域と断熱材の種類(熱伝導率)を明記する。

小屋裏換気措置：措置の仕様を具体的に記す。

(記載上の留意点)

a) 換気部材(換気孔)の形状・寸法・有効換気面積・納まりを示す図書を添付する。換気経路は矢印で示す。

b) -1 モデルプラン(最も換気上不利な場合)について、標準設置ルールに基づき配置された換気孔による換気面積が必要換気面積を満足することを示す資料を添付する。

但し、屋根形状によるバリエーションがある場合、各々についてモデルプランを設定するものとする。

b) -2 標準設計ルールに基づき配置された換気孔による換気面積が規定を必ず満足する当該システム的设计範囲を示す資料を添付する(その範囲は個別計算とする)。

- c) 共同住宅等では棟全体の標準設計ルールを示した上で、連棟方向に通気が取れない場合等の最も不利な中間部分における検討資料を添付する。
- d) 陸屋根、ルーフバルコニー等において天井裏に空間が生じる場合は、小屋裏同様に換気措置の資料を添付する（勾配屋根と同様の配置をする場合は省略して良い）。
- e) 屋根断熱工法の採用により、小屋裏部分が室内と同一環境に置かれる設計の場合は、仕様・性能一覧表に記載の上、確認のため小屋部分の断面図を添付する。

劣化軽減に関する等級○の仕様・性能一覧表					資料頁
項目	部位・部材	材 料	工法（構法）による措置	薬剤による処理方法 （別表による）	
①	軸 組（柱）				
	外 壁 パ ネ ル	枠組			
		下地材			
②	土 台				
④	浴 室				
	脱 衣 室				
③	地盤の防蟻 措置				
⑤	基礎の高さ				
⑥	床下換気方式				
	床下防湿仕様				
⑦	小屋裏換気 方式				
その他劣化軽減対 策に有効な措置					

別表 薬剤による処理方法一覧

No	使用薬剤名	薬剤認定番号 （認定有効期限）	処理方法	薬剤吸収量	処理箇所	処理場所
1						
2						
3						
4						

記載例

劣化軽減に関する等級3の仕様・性能一覧表					資料頁	
項目	部位・部材	材 料	工法（構法）による措置	薬剤による処理方法 （別表による）		
①	軸 組（柱）	製材 （樹種：スギ、ヒキ）	壁体内に通気経路を設けた構造とする	塗布 （別表 No. 3、4）	P. ○ 外壁通気構法詳細図 P. ○ 認定書の写し	
	外 壁 パ ネ ル	枠組				製材 （樹種：スプルース）
		下地材				JAS 構造用合板特類
②	土 台	製材、又は、 JAS 構造用集成材 （樹種：スギ、ベニカ）	水切りを設置する	保存処理 K3 （別表 No. 1、2）	図面○ 土台納まり詳細図	
④	浴 室	浴室ユニット （JIS A 4416 規格品または B L 認定品）				
	脱 衣 室	壁面	仕上げ：ビニルクロス 下 地：シーリング石膏ボード（JIS A 6901）		P. ○ 防水性能試験	
床面		仕上げ：ビニル系床材 下 地：構造用合板特類				
③	地盤の防蟻措置	以下のいずれかの措置を講じる。 ①鉄筋コンクリート造のべた基礎とする ②土壌処理を施す 使用薬剤名：三共レントレク乳剤 処理方法：散布法による土壌処理 薬剤散布量：3L/m ²			P. ○ 基礎の断面詳細図 P. ○ 認定書の写し	
⑤	基礎の高さ	地面から基礎上端までの高さは 450 mm 以上			P. ○ 基礎の断面詳細図	
⑥	床下換気方式	以下のいずれかの措置を講じる。 ①外周部の布基礎上に 1 m あたり有効換気面積 75 cm ² 以上の換気口を設ける ②基礎断熱工法を用い、床下換気口を設けない I 地域 硬質ウレタンフォーム 50 mm 以上 I 地域以外 硬質ウレタンフォーム 25 mm 以上			P. ○ 床下換気孔の図面、納まり詳細図 P. ○ 基礎断熱工法図面	
	床下防湿仕様	以下のいずれかの措置を講じる ①厚さ 60 mm 以上のコンクリート打ちとする ②厚さ 0.1 mm 以上の防湿フィルムで覆う。 ③基礎断熱工法を用い、床下換気口を設けない場合は、鉄筋コンクリート造のべた基礎（厚さ 150 mm 以上）とする。				
⑦	小屋裏換気方式	以下のいずれかの措置を講じる ①軒裏に換気上有効な位置に 2 以上の換気口を設け、換気孔面積の天井面積に対する割合は 250 分の 1 以上とする。 ②屋根断熱工法の場合は、小屋裏換気は行わない			P. ○ 小屋裏換気孔詳細 換気量計算資料 屋根断熱工法収まり図	
その他劣化軽減対策に有効な措置		・ 構造材には乾燥材（D 19 以下）を使用する。				

別表 薬剤による処理方法一覧

No	使用薬剤名	薬剤認定番号 （認定期限）	処理方法	薬剤吸収量	処理箇所	処理場所
1	タナリス CuAz	A-5233 (H14.3.4)	加圧注入	2.6 kg/m ²	全面	自社工場
2	セルポール P	A-5265 (H13.11.15)		3.2 kg/m ²	全面	外注工場
3	サニト AV	B-4002 (H14.1.10)	塗布	300 ml/m ²	地面からの高さ 1 m まで	外注工場
4	〇〇	〇〇	塗布	300 ml/m ²	地面からの高さ 1 m まで	現場

2.2 鉄骨造住宅（鉄鋼系住宅）

〈1〉 申込の対象

構造耐力上主要な部分及び床下に面する部分に構造材として使用される鋼材の防錆措置、小屋裏換気措置、床下換気・防湿措置を対象とする。

〈2〉 申込の内容

(1) 該当項目(下記の項目について評価する。)

項目区分	内 容
①	鋼材の防錆措置 1) 最下階の柱脚部 2) 柱・梁・筋かいに該当する部分で1)以外の部分 3) 構造耐力上主要な部分のうち1)、2)以外の部分
②	床下換気・防湿措置
③	小屋裏換気措置

仕様・性能一覧表に、型式別に以下の内容を記載し、必要に応じて添付資料を提出する。

(2) 仕様(下記を等級毎に仕様・性能一覧表に記載し、仕様や性能を確認する図面及び試験データを「3. 図面・試験データ等」で添付する。)

1) 鋼材の防錆措置

審査対象部材について以下の内容を記載する。

- ① 素 材 名：材質(JIS 規格名、種類の記号等)
- ② 形 状 等：部材の厚さ、断面形状等を記す。
- ③ 処理方法：表面処理・仕上げの種類、処理量及び処理を行う場所(自社工場、協力工場、購入等)を記す。また、下地処理を行う場合はその種類も記す。

(記載上の留意点)

- a) めっきや塗膜等は、種別(亜鉛めっきの場合は熔融亜鉛めっき、電気亜鉛めっきの別を記す)、処理方法、付着量又は厚さを表し、対応する JIS 番号・記号を併記する。
- b) 一覧表に記載した部材の形状・納まり・使用状態等がわかるような図面を添付する。

2) 床下換気・防湿措置

措置の仕様を具体的に記す。

(記載上の留意点)

- a) 換気部材(換気孔)の形状・寸法・有効換気面積・納まりを示す図書を添付する。
- b) 床下防湿仕様を示す詳細図を添付する。
- c) 基礎断熱工法を用いる場合は、納まりを示す図面を添付し、建設地域と断熱材の種類(熱伝導率)を明記する。

3) 小屋裏換気措置

措置の仕様を具体的に記す。

(記載上の留意点)

- a) 換気部材(換気孔)の形状・寸法・有効換気面積・納まりを示す図書を添付する。換気経路は矢印で示す。
- b) -1 モデルプラン(最も換気上不利な場合)について、標準設置ルールに基づき配置された換気孔による換気面積が必要換気面積を満足することを示す資料を添付する。
但し、屋根形状によるバリエーションがある場合、各々についてモデルプランを設定するものとする。
- b) -2 標準設計ルールに基づき配置された換気孔による換気面積が規定を必ず満足する当該システムの設計範囲を示す資料を添付する(その範囲は個別計算とする)。
- c) 共同住宅等では棟全体の標準設計ルールを示した上で、連棟方向に通気が取れない場合等の最も不利な中間部分における検討資料を添付する。
- d) 陸屋根、ルーフバルコニー等において天井裏に空間が生じる場合は、小屋裏同様に換気措置の資料を添付する(勾配屋根と同様の配置をする場合は省略して良い)。
- e) 屋根断熱工法の採用により、小屋裏部分が室内と同一環境に置かれる設計の場合は、仕様・性能一覧表に記載の上、確認のため小屋部分の断面図を添付する。

劣化軽減に関する等級○の仕様・性能一覧表

項目／細目区分(部位・部材等)	仕様等	資料頁	
1) 鋼材の防錆措置	1-1. 最下階の柱脚部 (コンクリートに埋め込まない仕様)		
	最下階の柱	素材名: 厚さ: 処理方法:	
	土台		
	ベースプレート		
	床下に面する部分の構造材等		
	1-2. 最下階の柱脚部 (コンクリートに埋め込む仕様)		
	最下階の柱脚部		
	2. 構造耐力上主要な部分 (一般部)		
	柱		
	はり		
	筋かい		
	3. 構造耐力上主要な部分 (一般部以外)		
	小屋組 (トラス)		
	パネル		
その他			
2) 床下換気・防湿措置	床下換気方式 (換気部材の有効換気面積とその配置)		
	床下防湿仕様		
3) 小屋裏換気措置	小屋裏換気方式		
その他劣化軽減対策に有効な措置			

劣化軽減に関する等級○の仕様・性能一覧表		
項目／細目区分(部位・部材等)	仕様等	資料頁
1-1. 最下階の柱脚部 (コンクリートに埋め込まない仕様)		
最下階の柱	素材名：一般構造用角形鋼管 JIS G 3466、STKR400 厚さ：3.2mm 以上 処理方法：a.リン酸亜鉛処理+エポキシ樹脂系カチオン電着塗装焼付 20 μ m 以上(協力工場) (特別評価方法認定番号：○○○○) ※	P.○ 国土交通大臣認定書の写し
土台 (ベタ基礎鉄骨大梁)	素材名：一般構造用溶接軽量H形鋼 JIS G 3353、SWH400 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101、SS400 厚さ：4.5mm 以上 処理方法：b.フラックス処理+溶融亜鉛めっき JIS H 8641、HDZ55 (協力工場)	P.○ 主要接合部収まり図
1階床梁	素材名：一般構造用溶接軽量H形鋼 JIS G 3353、SWH400 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101、SS400 厚さ：3.2mm 以上 処理方法：a. ※ c.溶融亜鉛めっき JIS H 8641、HDZ40(協力工場)	
ベースプレート	素材名：一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101、SS400 厚さ：3.2mm 以上 処理方法：c.	
1) 鋼材の防錆措置		
1-2. 最下階の柱脚部 (コンクリートに埋め込む仕様)		
最下階の柱脚部	該当なし	
2. 構造耐力上主要な部分 (一般部)		
柱	素材名：一般構造用角形鋼管 JIS G 3466、STKR400 厚さ：3.2mm 以上 処理方法：a. ※	P.○ 主要接合部収まり図
はり (1階床梁を除く)	素材名：一般構造用溶接軽量H形鋼 JIS G 3353、SWH400 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101、SS400 厚さ：3.2mm 以上 処理方法：a. ※	
ブレース (耐震フレーム)	素材名：一般構造用角形鋼管 JIS G 3466、STKR400 一般構造用炭素鋼管 JIS G 3444、STK400 一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101、SS400 厚さ：2.3mm 以上 処理方法：a. ※	
3. 構造耐力上主要な部分 (一般部以外)		
小屋組部材 (母屋パネル、垂木、隅木、谷木)	素材名：溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 JIS G 3317、SZAC400(Y18) 厚さ：1.0～1.2mm (特別評価方法認定番号：○○○○)	P.○ 認定書の写し
屋根パネルフレーム	素材名：一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101、SS400 厚さ：2.3mm 処理方法：a. ※	P.○ 主要接合部収まり図
	素材名：溶融亜鉛めっき鋼板 JIS G 3302、SGH400(Z27) 厚さ：2.3mm 処理方法：a. ※	

劣化軽減に関する等級3の仕様・性能一覧表

項 目		仕 様 等	資料頁
2) 床下換気・防湿措置	床下換気方式 (換気部材の有効換気面積とその配置)	外周部の基礎には、有効換気面積 300c m ² 以上を有する換気孔を間隔 4 m以下毎に設ける。	P.○ 床下換気孔詳細図
	床下防湿仕様	床下地盤全面に、厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルムを敷くか、厚 60mm 以上のコンクリートを打設する。	P.○ 床下収まり図
3) 小屋裏換気措置	小屋裏換気方式	<p>1. 小屋裏換気は独立した小屋裏ごとに 2 箇所以上の換気孔を設け、以下の仕様のいずれかとする。 但し、屋根断熱工法の場合はこの限りではない。</p> <p>2. 換気孔の有効換気面積は、次のいずれかとする。</p> <p>イ 両妻壁等に、天井面積の 300 分の 1 以上の有効換気面積を有する換気孔を設ける。</p> <p>ロ 軒裏に天井面積の 250 分の 1 以上の有効換気面積を有する換気孔を設ける。</p> <p>ハ 軒裏と妻壁・棟部等に天井面積の 900 分の 1 以上の有効換気面積を有する換気孔を設ける。</p> <p>ニ 軒裏に天井面積の 900 分の 1 以上の有効換気面積を有する給気口を設け、小屋裏の頂部に天井面積の 1600 分の 1 以上の有効換気面積を有する排気筒等を設ける。</p>	<p>P.○ 屋根断熱工法詳細図</p> <p>P.○ 換気配置ルールと有効換気量計算の検証資料</p>
その他劣化軽減対策に有効な措置		<p>建て方終了後、鉄骨の防錆の点検を行い、傷等の箇所には現場で以下のタッチアップ処理をする。</p> <p>処理方法：ジンクリッチペイント刷毛塗り 1 回</p>	

2. 3 鉄筋（鉄骨鉄筋）コンクリート造住宅（コンクリート系住宅）

〈1〉 申込の対象

住宅を構成する鉄筋（鉄骨鉄筋）コンクリート部分及びプレキャストコンクリート部分を対象とする。

〈2〉 申込の内容

(1) 該当項目(下記の項目を中心に評価する。)

項目区分	内 容
①	コンクリートの品質 <ul style="list-style-type: none"> ・セメントの種類 ・骨材 ・水セメント比 ・コンクリート強度 ・スランプ ・単位水量 ・空気量
②	コンクリート部分の設計 <ul style="list-style-type: none"> ・かぶり厚さ（設計かぶり厚さ、最小かぶり厚さ）
③	施工（製造）計画 <ul style="list-style-type: none"> ・打ち込み・締め固め方法 ・打ち継ぎ部の処理方法 ・養生方法

仕様・性能一覧表に、等級別に以下の内容を記載し、必要に応じて添付資料を提出する。

(2) 仕様(下記を等級毎に仕様・性能一覧表に記載する。)

プレキャストコンクリート部分と現場打ちコンクリート部分とは、仕様・性能一覧表を分けて作成する。(以下、プレキャストの場合)

- ①鉄筋コンクリートのかぶり厚さ
 該当する部位別に、鉄筋のかぶり厚さの設計値及び最小値について記す。
- ②コンクリートの水セメント比
 コンクリートの種類別に、水セメント比を記す。
- ③コンクリートの品質
 コンクリートの種類別に、スランプ、単位水量、空気量（地域別）を記す。
 - ・セメントの種類
 - ・スランプ
 - ・コンクリート強度
 - ・単位水量
 - ・空気量
- ④コンクリートの管理及び施工（製造）計画
 - ・打込み方法
 - ・締め固め方法
 コンクリートの打込み、締め固め方法について記す。
 - ・養生方法
 出荷までの2次養生を明記する。
- ⑤鉄筋コンクリート部材による外壁の屋外に面する部分
 外壁の屋外に面する部分の仕上げについて記す。
- ⑥その他劣化軽減対策に有効な措置

劣化軽減に関する等級○の仕様・性能一覧表

項 目		仕 様 等						資料頁
セメントの種類								
コンクリート強度								
鉄筋コンクリートのかぶり厚さ	部 位							
		屋内	屋外					
	設計かぶり厚さ							
	最小かぶり厚さ							
コンクリートの種類								
コンクリートの水セメント比								
コンクリートの品質	スランプ							
	単位水量							
	空気量							
コンクリートの管理及び施工（製造）計画	打込み方法							
	締め固め方法							
	打ち継ぎ部の処理							
	養生方法							
外壁の屋外に面する部分の仕上げ								
鉄筋コンクリート部材による外壁の屋内に面する部分の仕上げ								
その他								

記載例（プレキャストコンクリート）

劣化軽減に関する等級3の仕様・性能一覧表								
項目		仕様等						資料頁
セメントの種類		普通ポルトランドセメント (JIS R 5210)						
コンクリート強度		$F_c = 24 \text{ N/mm}^2$						
鉄筋コンクリートのかぶり厚さ	部 位	屋根スラブ 床スラブ		耐力壁、柱		はり		P.○ 主要部位 配筋図
		屋内	屋外	屋内	屋外	屋内	屋外	
	設計かぶり厚さ	3 cm	4 cm	4 cm	4 cm	4 cm	5 cm	
	最小かぶり厚さ	2 cm	3 cm	3 cm	3 cm	3 cm	4 cm	
コンクリートの種類		普通コンクリート						
コンクリートの水セメント比		45 %以下						
コンクリートの品質	スランプ	4 ± 1.5 cm						
	単位水量	175 kg/m ³ 以下						
	空気量	4 %（一般地域）、5 %（寒冷地）						
コンクリートの管理及び施工（製造）計画	打込み方法	鋼製型枠を使用することにより設計部材の寸法精度を確保し、工場内で調合したコンクリートをバケツにて型枠に打ち込む						P.○ 製造管理規程
	締め固め方法	振動台またはバイブレーターの使用により密実かつ均一に充填する						
	打ち継ぎ部の処理	該当なし						
	養生方法	コンクリート打設蒸気養生・自然養生－出荷 (蒸気養生 上昇温度 15 ~ 20 °C/h、最高温度 65 °C)						
外壁の屋外に面する部分の仕上げ		以下のいずれかの仕上げを施す。 イ. タイル貼り（湿式工法） ロ. モルタル塗り						
鉄筋コンクリート部材による外壁の屋内に面する部分の仕上げ		イ. 厚 7 mm以上のせっこうボード						
その他		建築基準法施行令第 37 条、第 72 条、第 74 条、第 75 条に適合するコンクリートを用いるものとする。						